

## (10) 非公共事業

農山漁村活性化 プロジェクト支援交付金 (旧：元気な地域づくり交付金)	事業主体	県，市町村 土地改良区等	地形図 基盤整備	農村振興課 農村整備課 農村整備課	地域計画班 換地・用地班 農村環境整備班
			所管課班 集団化		

## 趣 旨

農山漁村は、我が国にとってかけがえのない存在となっているものの、地域として活力の低下が続いている。このような中、新しい形態で農山漁村と関わりを持つものが増え始めている。

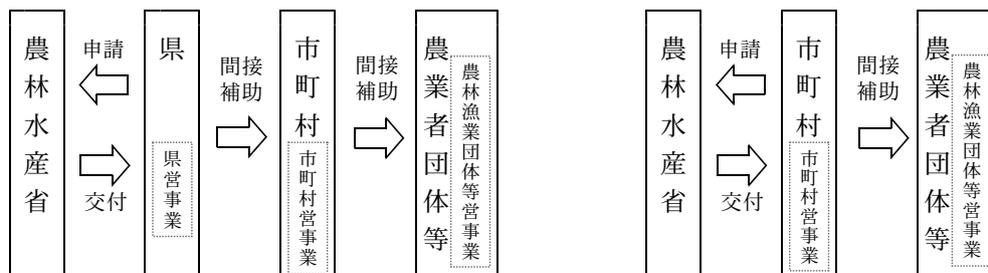
これらを踏まえ、農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るため、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律が制定された。このことを受け、県または市町村が創意工夫を活かし、地域住民の合意形成を基礎として作成する活性化計画に基づく取組を総合的かつ機動的に支援するため、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を交付する。

## 交付金のポイント

- ①個別事業ごとに策定していた事業の計画を「活性化計画」に一本化し、その中で、地域の実情に応じた成果目標を達成するため、多様なメニューから必要な事業内容を幅広く選択可能。
- ②市町村への直接の助成が可能
- ③ワンストップ窓口（農村振興局整備部農村整備官農山漁村地域活性化支援室）

【県計画】これまでと同じ

【市町村計画】市町村に直接支援



## 事業の内容

- (1) 生産基盤及び施設の整備  
基盤整備，生産機械施設，処理加工・集出荷貯蔵施設，新規就業者技術習得管理施設
- (2) 生活環境施設の整備  
簡易給排水施設，防災安全施設，農山漁村定住促進施設
- (3) 地域間交流拠点の整備  
地域資源活用総合交流促進施設，農林漁業体験施設，自然環境等活用交流学習施設
- (4) その他省令で定める事業  
遊休農地解消支援，地域資源活用起業支援施設，地域資源循環活用施設，地域住民活動支援促進施設，土地利用調整，農地等補完保全整備，景観・生態系保全整備，新規需要米生産製造連携支援
- (5) (1) から (4) の事業と一体になって実施する事業事務  
創意工夫発揮事業，農山漁村活性化施設設備附帯事業

## 活性化計画

◎計画主体（「活性化計画」を作成する者）

県，市町村（単独又は共同して作成）

◎計画の内容

計画主体は，自主的かつ自立的な視点に立ち，計画作成時から起算して3年から5年後において，地域がどのような活性化を目指しているのか明確化する。

◎計画期間

3年間から5年間までの範囲内で設定する。

◎計画の審査基準

- 1 活性化計画の目標及び事業活性化計画が適切に，設定されていること。
- 2 交付金対象事業の総合的実施が，活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標の達成に資すると認められること。

---

## 施策の実施

活性化計画に基づく施策の実施期間は，原則として1年間から3年間までとしているが，3年以上に及ぶ施策の実施の場合は，計画期間（最大で5年）を限度に実施可能。

---

## 事業実施主体

県，市町村，土地改良区，農業協同組合，NPO法人，農林漁業者等団体 など

---

## 実施基準

### 1 生産基盤及び施設の整備

(1) 基盤整備

- ① 農業用排水施設 ② 農業用道路 ③ 暗きょ排水 ④ 客土 ⑤ 区画整理  
⑥ 農地造成 ⑦ 交換分合 ⑧ 農用地保全 ⑨ 土地改良施設保全 ⑩ 農業集落道

(2) 生産機械施設 ① 営農飲雑用水施設

### 2 生活環境施設の整備

(1) 防災安全施設 ① 防災安全施設

ア 上記に掲げる1の(1)の①から⑤までを行う施策であって，受益面積の合計がおおむね5ha以上であり，かつ，担い手（集積対象者）への農地利用集積等又は農業用排水施設等の整備保全が見込まれるもの。（2つ以上を併せ行うことも可）

イ 地域水田農業ビジョンに即して，上記に掲げる1の(1)の①，③，④，⑥及び⑧を行う事であって，受益面積の合計がおおむね5ha以上であること。（2つ以上を併せ行うことも可）

ウ 上記に掲げる1の(1)の①から⑥及び⑧を行う事業であって，受益面積の合計又は受益地に係る一定団地の農地面積が5ha以上であり，受益面積に占める耕作放棄地等の面積の合計面積割合が6%以上となり，かつ，交付対象計画期間中にそれらの耕作放棄地等の活用が見込まれること。（2つ以上を併せ行うことも可）

エ 上記に掲げる1の(1)の②，⑤，⑥，⑦及び⑧にあつては，上記アからウまでによるほか②および⑤にあつてはイにより行う事業，⑥及び⑧にあつてはアにより行う事業，⑦にあつてはア，イ又はウにより行う事業と併せ行うこと。

オ 上記に掲げる1の(1)の⑨，⑩，(2)の①及び2の(1)の①にあつては，ア，イ又はウにより行う事業と併せ行うこと。

### 3 地形図作成

受益面積がおおむね5ha以上であり，かつ，実施後3年以内に農地整備事業等（農業競争力強化基盤整備事業実施要領，農山漁村地域整備交付金実施要領，農業水利施設保全合理化事業実施要綱に規定する区画整理事業）又は上記に掲げる1の(1)の⑤に着手することが確実であること。

#### 4 農用地等集団化

- (1) 換地計画 (2) 集落整備地域換地設計 (3) 経営体育成促進換地等調整  
 (4) 交換分合 (5) 交換分合附帯農道等整備

受益面積がおおむね5ha以上であり、かつ、換地計画を定める土地改良事業の着手の見込み確実である、又は農用地の集団化が見込まれるものであること。

#### そ の 他

◎計画が終了する年度の翌年度に、事後評価を行い、その結果については学識経験者等第三者の意見を聴いた上で公表する。

◎事業は農山漁村活性化法により施行されるが、事業実施に当たり、土地改良法（昭和24年6月6日法律第195号）に基づく施行認可を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

#### 交 付 率

	事業メニュー	国	県	その他	備 考
負 担 割 合	生産基盤及び 施設の整備	50 (55)	15	35 (30)	H21新規地区まで
	生活環境施設の 整備		—	50 (45)	H22以降採択地区
	地形図作成		—	50	
	農用地等集団化		—	(45)	
	その他メニュー		1/3~1/2	—	1/3~1/2

※（ ）は中山間地域等

<b>中山間ふるさと・水と土保全対策事業</b> (県事業名：中山間地域等農村活性化事業)	事業主体 県	所管課班	農村振興課 農村交流対策班
--	--------	------	------------------

## 趣 旨

土地改良施設及び土地改良施設と一体的に保全することが必要な耕作放棄地等を含む農地（以下「農地」という。）は農業生産に資する機能やこれと併せて発揮される国土の保全、生活基盤や自然・文化資源としての役割を果たすなど多様な公益的機能を有しており、このような機能を良好に発揮させるためには、土地改良施設及び農地の利活用に係る地域住民の共同活動の活発化を図ることが重要である。

中山間地域等においては過疎化、高齢化等の著しい進行により、地域の活力が低下しつつあり、この活性化対策が農政上の重要な課題となっていることから、土地改良施設及び農地の利活用を基本とする地域住民活動の多様な展開を促進することは、地域の活性化を図る上で重要である。

このため、中山間地域等において、土地改良施設及び農地の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行うものである。

## 事業の内容

市町村における地域住民活動の推進と連携して本対策事業を展開する。

### 1 対象地域

中山間地域（4法指定地域）及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域。

### 2 基金の造成

県に基金を造成し、国は県の基金造成に対し補助するものとする。（H5～9年造成済み）  
 （基金管理主体：県）

### 3 基金運用益による事業

#### (1) 調査研究事業

地域住民活動の活性化を通じた土地改良施設及び農地（耕作放棄地等を含む）の機能保全・強化に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査並びに土地改良施設及び農地（耕作放棄地等を含む）の機能保全に資する工法等の研究を行う事業。

#### (2) 研修事業

(1)の調査の実施、地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の育成を行う事業。

#### (3) 推進事業

- ・都道府県委員会等の設置及び運営
- ・ふるさと水と土指導員等による土地改良施設や農地の保全に関する現地診断・指導及び地域住民活動の活性化に関する推進指導
- ・市町村単位に構成する保全・整備活動を実践するための組織（ふるさと水と土保全隊）の構想化
- ・ふるさと水と土指導員、ふるさと水と土保全隊が行う、地域住民活動の活性化に関する推進、指導、活動等

<b>中山間地域等直接支払交付金事業</b>	事業主体 農業者の組織する 団体等	所管課班 農村振興課 農村交流対策班
------------------------	-------------------------	--------------------

## 趣 旨

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するという観点から、農業生産活動等を行う農業者に対して交付金を交付する。中山間地域等における多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進する。

## 対象要件

### 1 対象地域

- (1) 特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法の4法指定地域
- (2) 知事特認地域
  - ① 4法指定地域に接する農用地を有する地域
  - ② 農林統計上の中山間地域
  - ③ 農林地率・人口減少率等が4法指定地域と同等の地域

### 2 対象農用地

農振農用地区域内であり、1 ha以上の団地又は協働取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha以上の農用地で、次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの。

- (1) 急傾斜農地（田：1/20以上、畑：15度以上、草地・採草放牧地：15度以上）
- (2) 自然条件により小区画・不整形な水田（大多数が30 a未満で平均20 a以下）
- (3) 市町村長の判断により対象となる農地で、次の(1)(2)いずれかに該当するもの。
  - ① 急傾斜農地と連担した緩傾斜農地（田：1/20～1/100、畑・草地・採草放牧地：8～15度）
  - ② 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
    - 高齢化率：40%（農業従事者に対する65歳以上の農業従事者割合）
    - 耕作放棄率：田8%以上、畑15%以上（経営耕地面積と耕作放棄面積の合計面積に対する耕作放棄地面積の割合）

### 3 対象行為

「集落協定」及び「個別協定」に基づき、集落の将来像を明確化した活動計画の下で、5年間以上継続して農業生産活動や多面的機能増進活動等を行うこと。

### 4 対象者

協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を対象とする。

### 5 事業主体：農業者団体等

### 6 事業実施期間：平成27年度～平成31年度

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	中山間地域等直接支払交付金事業 (4法指定地域)	1/2	1/4	1/4	
	” (県特認地域)	1/3	1/3	1/3	

多面的機能支払交付金事業	事業主体 活動組織等	所管課班 農村振興課 農村交流対策班
--------------	------------	--------------------

## 趣 旨

近年の農村地域の過疎化，高齢化，混住化等の進行に伴う集落機能の低下により，地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また，地域の共同活動の困難化に伴い，農用地，水路，農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念される場所である。このような状況を鑑み，地域の共同活動に係る支援を行い，地域資源の適切な保全管理を推進することにより，農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに，担い手農家への農地集積等構造改革を後押ししていく必要がある。

このため，地域共同による農業・農村の多面的機能を支える共同活動や農地・農業用水等の地域資源の質的向上を図る共同活動の取組に対し多面的機能支払交付金を交付する。

## 事業の内容

### 1 農地維持支払交付金

[事業主体：活動組織等] 平成26年度～平成30年度（5か年）

地域共同による農用地，水路，農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を行う組織へ交付するもの。

### 2 資源向上支払交付金

[事業主体：活動組織等] 平成26年度～平成30年度（5か年）

地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う組織へ交付するもの。

### 3 多面的機能支払推進交付金

[事業主体：推進組織，県，市町村] 平成26年度～平成30年度（5か年）

上記1から2の適正かつ円滑な実施を図るため，推進組織，県及び市町村へ交付するもの。

## 採 択 基 準

○関係する実施要綱，要領

- ・多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知，以下「実施要綱」という)
- ・多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知，以下「実施要領」という)
- ・多面的機能支払交付金交付要綱(平成26年4月1日25農振第2253号農林水産事務次官依命通知，以下「交付要綱」という)

- (1) 実施要綱に定める事業実施主体の体制が整備されていること。
- (2) 広域活動組織は，集落又は活動組織及びその他関係者との間で協定を締結し，市町村長の認定を受けていること。

[基本的な交付金の限度額]

交付額 (10a当り)	区 分	地 目	交付単価	備 考
	農地維持支払交付金	田	3,000円	
		畑	2,000円	
		草 地	250円	
	資源向上支払交付金（共同活動）	田	2,400円	5年間以上実施した場合は、左記の7.5割とする
		畑	1,440円	
		草 地	240円	
	資源向上支払交付金（施設の長寿命化）	田	4,400円	
		畑	2,000円	
		草 地	400円	

\* 交付金の額は、事業計画を認定する市町村が地域の実情に応じて設定することとなる。

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	農地維持支払交付金	1/2	1/4	1/4	
	資源向上支払交付金（共同活動）				
	資源向上支払交付金（施設の長寿命化）				
	多面的機能支払推進交付金	1/1	—	—	

<b>小水力等再生可能エネルギー 導入推進事業</b>	<b>事業主体</b> 県 市町村 土地改良区等 県土地連	<b>所管課班</b> 農村振興課 広域水利調整班
---------------------------------	---	---------------------------------

### 背景／目的

農業水利施設は、食糧供給の基盤であるのみならず、洪水貯留、地域排水、地下水涵養等に寄与しているが、ポンプ運転等に必要な電気料金の値上げや施設の老朽化等により維持管理費が増大傾向にある。農村地域における再生可能エネルギー供給施設の導入にあたって必要となる調査設計や協議調整等を支援し、円滑な導入に資することを目的とする。（平成24年度創設）

### 事業の内容

- 1 マスタープラン策定支援事業  
都道府県における農業水利施設を活用した小水力等発電施設の計画的な整備を促進するためのマスタープラン策定に対する取り組みに対する支援。
- 2 案件形成支援事業  
小水力等発電施設の導入促進のため、小水力等発電施設の導入可能性の有無についての調査に対する支援。
- 3 概略設計支援事業  
小水力等発電施設を導入するにあたり必要となる、概略的な設計に対する支援。
- 4 基本設計支援事業  
小水力等発電施設を導入するにあたり必要となる、基本的な設計に対する支援。
- 5 協議・手続支援事業  
小水力等発電施設を導入するにあたり必要となる、関係者との協議や各種手続きに対する支援。

### 採 択 要 件

- 1 マスタープラン策定支援事業  
事業を実施する年度内に協議会を設置すること。（※宮城県は平成25年3月25日設置済み）
- 2 案件形成支援事業  
土地改良施設又は農業農村振興に資する公的施設に対し再生可能エネルギーを供給する小水力等発電施設の導入が見込まれること。
- 3 概略設計支援事業又は基本設計支援事業
  - (1) 事業終了後速やかに、土地改良施設又は農業農村振興に資する公的施設に対し再生可能エネルギーを供給する小水力等発電施設の整備又は更新を予定していること。
  - (2) 発電施設について、以下の建設費単価を下回るが見込まれること。
    - ・200万円/kW未満（施設利用率 40%未満）
    - ・250万円/kW未満（施設利用率 40～50%）
    - ・300万円/kW未満（施設利用率 50～60%）
    - ・350万円/kW未満（施設利用率 60～70%）
    - ・400万円/kW未満（施設利用率 70%以上）
 ◎設備利用率＝年間可能発電量（kwh）÷（最大発電出力（kW）×24時間×365日）  
 ◎建設費単価＝発電施設に係る概算建設費÷最大発電出力（kW）  
 上記の建設費単価を超える場合、地方農政局長等が適当と認めるものは実施可能。
- 4 協議・手続支援事業  
土地改良施設又は農業農村振興に資する公的施設に対し再生可能エネルギーを供給する小水力等発電施設の整備又は更新を実施していること又は実施することが見込まれていること。

## 事業の実施

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）別表1の小水力等再生可能エネルギー導入推進事業の実施については、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業交付要綱（平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知）に定めるもののほか、小水力等再生可能エネルギー導入推進事業実施要領（最終改正 平成27年4月9日付け26農振第2201号農林水産省農村振興局長通知）によるものとする。

事業実施期間 平成28年度まで

負担割合	区分	国	県	市町村 改良区等	補助の 上限額※1	備考
	マスタープラン策定支援事業	定額	—	—	1,000千円/地点	事業主体：県
	案件形成支援事業	定額	—	—	2,000千円/地点	
	概略設計支援事業	定額	—	—	5,000千円/地点	
	基本設計支援事業	1/2	—	1/2※2	5,000千円/地点	
	協議・手続支援事業	定額	—	—	600千円/地点	

※1 上限額を超える場合、事業申請書に詳細積算内訳を添付すること。（別途東北農政局と協議が必要）

※2 事業主体：市町村，土地改良区等の場合

美しい農村再生支援事業	事業主体	県	所管課班 農村振興課 企画調整班
		市町村	

## 趣 旨

地域に受け継がれてきた美しい棚田、歴史ある疏水等は、伝統文化、経験に裏打ちされた持続可能な資源管理の方法等を現在に伝えるとともに、農村の価値の向上に寄与している。

しかしながら、人口の過疎化・高齢化の進行により、このような棚田や疏水等の維持が難しくなってきた。

このため、棚田・疏水等を保全・継承する取組を支援する「美しい農村再生支援事業」（以下「本事業」という。）を実施することにより、美しく伝統ある農村を次世代へ継承することとする。

## 事業の内容

### 1 農村資源保全推進対策

美しい棚田、歴史ある疏水等の農村資源を、地域住民等の参加により保全・継承するため、以下の取組を実施する。

- (1) 農村資源の保全・継承に向けた活動計画づくり
- (2) 活動計画に基づく農村の歴史や伝統技術等の調査・分析及びこれらに関する情報発信
- (3) 活動計画に基づく農村資源を活用した価値向上の取組、歴史や伝統技術等の普及活動及びこれらに関する情報発信

### 2 農村資源保全整備対策

1の計画に位置づけられた以下の施設の整備を、地域住民等の参加により実施する。

- (1) 農地・農業施設保全整備
- (2) 付帯施設整備

## 事業の実施

○本事業は、次のいずれかを含む地域とする。

- 1 日本の棚田百選又は疏水百選に選定され、かつ、農村振興局長が別に定めるところにより、法律に基づく景観保全等に取り組んでいる地区
- 2 国際連合食糧農業機関により認定された世界農業遺産

○事業実施期間 2年間を上限とする。

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	農村資源保全推進対策	定額	—	—	上限 600万円／1計画
	農村資源保全整備対策 (農地・農業施設保全整備)	定額	—	—	上限 1700万円／1計画
	農村資源保全整備対策 (付帯施設整備)	1/2 (5.5/10)	未定	未定	( ) は中山間等

農地耕作条件改善事業	事業主体	県	農村整備課
		市町村等	農村環境整備班

## 趣 旨

農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を加速するため、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、耕作条件の改善を機動的に進めるもの。

## 事業の内容

### 1 定額助成

- (1) 田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの） 10万円／10a
- (2) 田の区画拡大（水路の変更を伴うもの） 20万円／10a
- (3) 畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの） 10万円／10a
- (4) 畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの） 20万円／10a
- (5) 暗渠排水 15万円／10a
- (6) 湧水処理 15万円／100m
- (7) 末端畑地かんがい施設 20万円／10a
- (8) 客土 10万円／10a
- (9) 除礫 20万円／10a

・定額助成の場合、中心経営体の集約化（面的集積）する農地については単価を2割加算

### 2 定率助成

- (1) 農業用排水施設
- (2) 暗渠排水
- (3) 土層改良
- (4) 区画整理
- (5) 農作業道
- (6) 農用地の保全
- (7) 調査・調整

## 採 択 基 準

- 1 地区ごとに農地耕作条件改善計画を策定していること。  
(農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進に向けた取組を行う地域であること。)
- 2 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。
- 3 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。

### (事業実施区域)

・農振農用地のうち、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域であるもの。

## 事 業 主 体

農地中間管理機構，都道府県，市町村，土地改良区，農業協同組合  
その他農業者等が組織する団体

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	定率助成	50 (55)	—	50 (45)	( )は中山間等 県営は未定
	定額助成	100	—	—	県営は未定

注1) 平成27年度新規事業で予算区分は非公共事業に分類

注2) 事業は直接補助・間接補助を選択できるが、宮城県では直接補助としている。